

令和3年第6回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和3年11月26日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 議案第47号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第49号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第50号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第51号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第52号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第53号 市道路線の認定について
日程第8 議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）について
日程第9 議案第55号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第10 議案第56号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 議案第57号 令和3年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第58号 令和3年度本巢市下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	久富和浩

企画部長	洞口博行	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	松井俊英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 議案第47号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、議案第47号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第48号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第49号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第49号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第4 議案第50号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、議案第50号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

1点お伺いしますが、これは定住促進が目的で建てられた住宅でございます。当初、これを見ますと平成9年ですので、このときに入った方がずうっと家賃を払っておると1,000万は超えると思うんですね。当然それは了解の下で入っておるわけですが、今回その相当期間、一定の入居期間というのは、一定の期間というのは説明ありましたか。5年、3年、それは結構です。3年間入居すれば、希望者には無償でと。住宅も随分古くなっております。大体24年が経過しておるので、半分ぐらいは過ぎておるかと思えます。要するに、この家賃が当初から変わっていないのかなあと思うんですが、4万3,000円かと思えます。これが、市のほうとしては年間で計算しますと50万少なくなって、固定資産税は恐らく土地合わせでも10万そこそこ返ってくる。それだけ市のほうは減るわけでございますが、市のほうとしては、そのほかに修繕費の節減が図られるということになりますと、市としてのメリットはございますが、この定住の目的としましては、これを購入して定住するということはやぶさかではないし、私も賛成でございます。できれば、その住宅も古くなってきておることから、何とか定住を目的とするのであれば、家賃をもう少し下げて、この住宅に来てもらう人を増やすというような方策も必要ではないかと思うんですが、そこら辺のことはまだ検討はされておりませんか。お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長に答弁を求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

ただいまの質問につきましては、今道下議員が御指摘していただきましたように、この市営住宅につきましては、定住促進住宅ということで進めてまいりましたが、市としましても市の長寿命化の方針の下に、今後この市営住宅につきましては、先ほど言ったように今後定住を進めるために、住宅を貸すということではなくて無償譲渡をして、その方に今後もさらに住んでいただくというようにすることを目的に、市としましても経済的負担が今後、建築から18年から24年を経過しておりますので、市としてもそういった大規模修繕等が控えておりますので、そういったものにつきましては、今後こういったものにつきましては無償譲渡をしていくという方針がございますので、それにとつて進めていくということでありますので、定住住宅につきましては、今後希望される方に無償譲渡をしていくということで進めていくということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

よろしいですか。

[挙手する者あり]

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

それは十分分かっております。ただ、私今申し上げたのは、そういう家賃のことについては全然検討をされなかったのか。要するに、定住ですので家賃を払っても住みたいよと、住んでいただくよということが目的だと思いますので、そういう検討はされなかったのであれば、今後ひとつ検討をしていただきたいなど、そんなふうに。そこら辺どうなんですか。

○議長（黒田芳弘君）

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

その家賃を下げるということも一つあれなんですけど、先ほど言いましたように、今後入居者が先ほど一定期間ということで3年以上お住みになった場合は無償譲渡をしていくということで、この条例が施行されましたら、今現在入居されている方が3年たてば無償譲渡ができるという条件になりますので、そういった意味でずうっと払わなくてもそういった定住促進が図られるということでございますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

そういうことは理解はしておるんですが、要するに、24年経過しておるということは、約家の寿

命でいくと、半分ぐらいは過ぎておるわけですね。当然市のほうのメリットは、修繕費が重ならない。今度、譲渡を受けた方がそれだけ修繕費がかかっていくよと、これからどんどんね。だから、古い住宅であるなら、そういう修繕費も当然かかってくるので、そこら辺を加味した検討をして、家賃を下げるというようなことは考えられないのかということです。

○議長（黒田芳弘君）

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

ただいま御説明しますと、まずは今回条例改正をさせていただいて、一定期間3年を経過して、それでこういった無償譲渡が進まないということであれば、その時点で検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第5 議案第51号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第51号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第6 議案第52号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第52号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第53号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第53号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第8 議案第54号（委員会付託省略）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第54号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

お諮りします。議案第54号については委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおり、それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会

において協議することに決定しました。

日程第9 議案第55号（委員会付託省略）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第55号 令和3年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。議案第55号については委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略し、文教福祉委員会において協議することに決定をいたしました。

日程第10 議案第56号（委員会付託省略）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第56号 令和3年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。議案第56号については委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定をいたしました。

日程第11 議案第57号（委員会付託省略）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第57号 令和3年度本巣市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りします。議案第57号については委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定をいたしました。

日程第12 議案第58号（委員会付託省略）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、議案第58号 令和3年度本巣市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題と

いたします。

お諮りします。議案第58号については委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月6日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午前9時14分 散会

